

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。

詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索



変更後のコース内容

申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4 / 5 生産性要件を満たした場合は 9 / 10(2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3 / 4 生産性要件を満たした場合は 4 / 5(2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(1)	600万円		

(1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
特例のうち、生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限り、同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施



労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や
運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



導入前

導入後

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能



役員

さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



導入前

導入後

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮



代表者

さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

1 助成金の対象となる企業について

次の3点のいずれも満たす必要があります。

(1) 以下に定めるいずれかに該当する中小企業事業者

業種	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業(下記以外)	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

※①資本金の額又は出資の総額、②常時使用する企業全体の労働者数のいずれかの要件を満たすことが必要

(2) 日本国内の事業場で所属する労働者が100人以下の事業場

(3) 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内の事業場

この他にも要件がありますので、詳しくは本助成金の「交付要綱」「交付要領」によりご確認ください。

【問い合わせ先】

大分労働局雇用環境・均等室

電話 097-532-4025

2 助成金の申請時期について

交付申請は賃金引上げ日より前に行う必要があります(=賃金引上げ日より前に、管轄の労働局に交付申請書、事業実施計画書、助成対象経費の見積書、賃金台帳等を提出する必要があります。)

例えば、10月1日に賃金引き上げる場合は、9月30日以前に交付申請を行う必要があります。

3 賃金の引上げ日について

賃金の引上げ日が地域別最低賃金の発効日前と発効日以後によって、事業場内最低賃金を同じ額引き上げても申請できるコースが違ってくる場合があることにご留意ください。

業務改善助成金Q&A（厚生労働省ホームページから抜粋）

問 21 地域別最賃の発効日前に申請を行えば、発効日以後に賃金を引き上げても助成要件を満たしますか。

答 地域別最賃の発効日以後に賃金を引き上げる場合は、地域別最賃の発効日以後の最低賃金額から所定の額以上引き上げる必要があります。その際、発効日以後の地域別最賃額より事業場内最賃の方が高い場合は、事業場内最賃から所定の額以上引き上げる必要があります。

一方で、地域別最賃の発効日前に交付申請を行い、地域別最賃の発効日前に事業場内最賃から所定の額以上引き上げる場合は助成対象となりますが、賃金引上げ日を休業日等に定めて支払い実績が確認できない場合は、発効日前の賃金引上げとは認められないことにご留意ください。

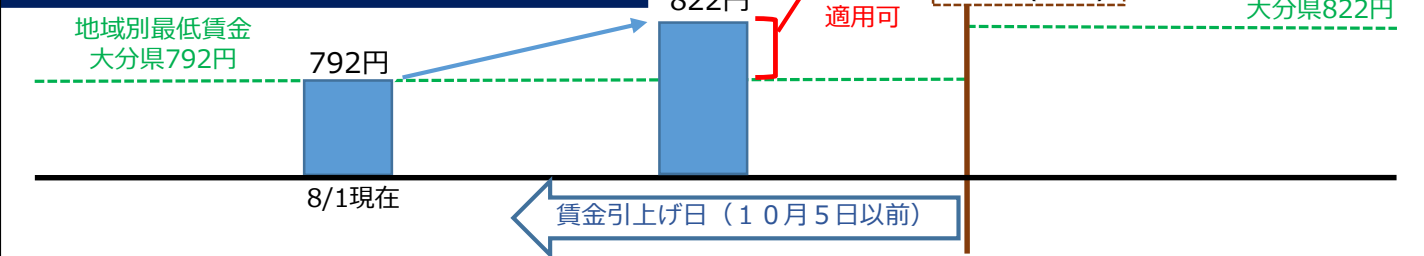
詳細は裏面へ➡

業務改善助成金制度における賃金引上げ額（選択できるコース区分）について

【例】令和3年8月1日現在、事業場内最低賃金が792円の事業場、大分県の地域別最低賃金発効日が10月6日、地域別最低賃金が792円から822円に改定された場合

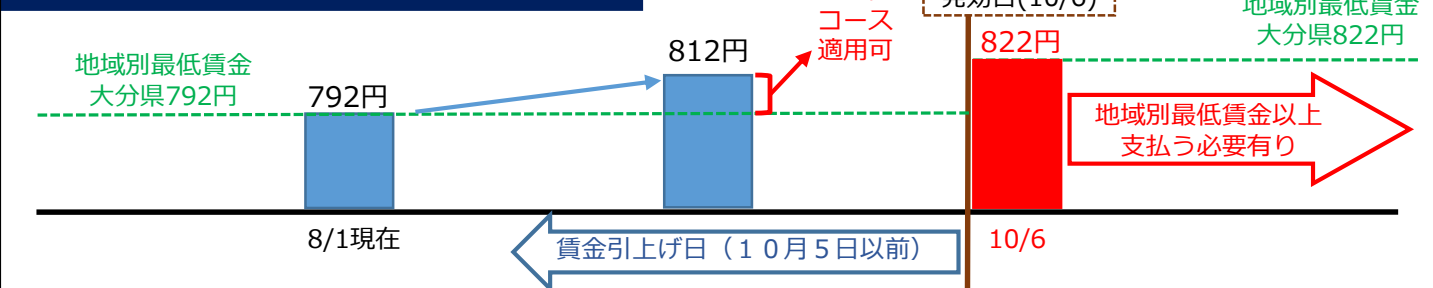
（※ 実際の地域別最低賃金の発効日、改定額により下記内容について変更が生じることがあります。）

地域別最低賃金発効日（例 10月6日）前（10月5日まで）に賃金を引き上げる場合①



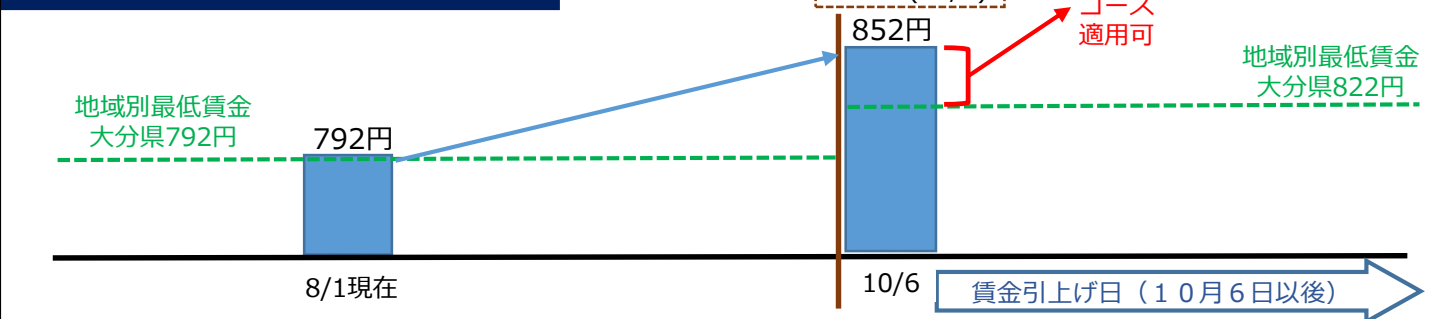
※ 10月5日までに、事業場内最低賃金（792円）を30円引上げ ⇒ 30円コース適用可

地域別最低賃金発効日（例 10月6日）前（10月5日まで）に賃金を引き上げる場合②



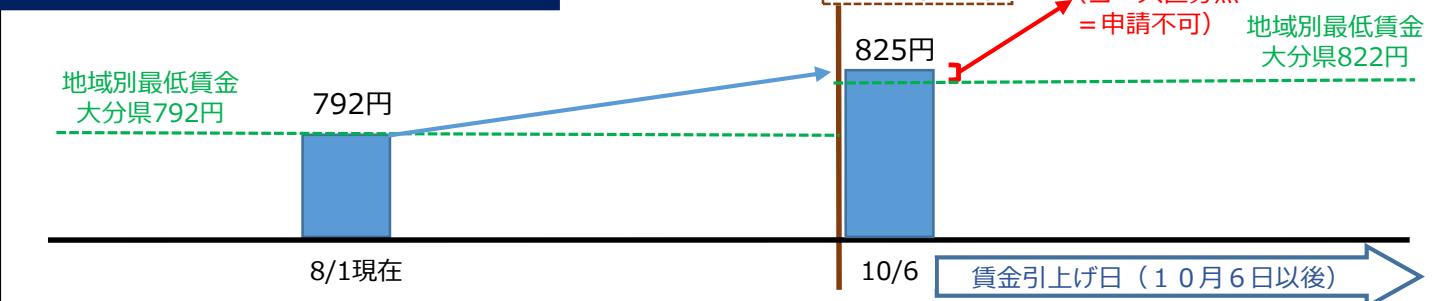
※ 10月5日までに、事業場内最低賃金（792円）を20円引上げ ⇒ 20円コース適用可
但し、10月6日以後は地域別最低賃金以上の支払いが必要のため、更に10円の賃上げが必要

地域別最低賃金発効日（例 10月6日）以後に賃金を引き上げる場合①



※ 10月6日に事業場内最低賃金を60円引上げしても、10月6日以後の地域別最低賃金より30円しか上回っていないため、30円コースの適用となる。

地域別最低賃金発効日（例 10月6日）以後に賃金を引き上げる場合②



※ 10月6日に事業場内最低賃金を33円引上げしても、10月6日以後の地域別最低賃金より3円しか上回っていないため、選択できるコース区分無（申請不可）